

那須塩原市 犯罪被害者等支援条例

が制定されました

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や市、市民及び事業者の責務を定め、被害者やそのご家族・ご遺族が再び平穏な生活を営むことができるように被害の軽減や回復を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として令和4年10月1日施行しました。

条例に基づく支援

(支援には条件があります)

1 相談・情報提供

2 見舞金の支給

3 人材の育成・教育活動の推進等

4 市民等及び事業者の理解の促進

市民の皆さまへ

犯罪被害を受けた方々を地域で支えるためには、市民の皆さまのご理解・ご協力が必要です

● 犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、うわさや中傷等の二次被害を生じさせないようご協力をお願いします。

● 市が条例に基づき実施する犯罪被害者等のための政策に、ご協力をお願いいたします。

犯罪被害者等のための相談窓口



被害者支援センター
本村 専務理事

犯罪等の被害者やそのご家族・ご遺族は、事件後に、生活上の悩みや法律的な問題などを抱えたり、また、精神的ケアが必要なときがあります。「誰かに相談したい・誰かに話を聞いてほしい」と思うときには、ぜひ、当センターにご相談ください。さらに、日常生活の支援や病院、役所などへの付き添い支援も行っています。

【支援団体】

(公社)被害者支援センターとちぎ

☎028-643-3940



【警察】 警察安全相談電話

☎028-627-9110(#9110)

性犯罪被害相談電話

☎0120-363-339(#8103)

【市】 生活課

☎ 62-7126

*詳しい施策等は市HPをご覧ください

